

# 兵庫県公報

令和7年3月28日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 2 ページ

## 公布された法令のあらまし

### ◎建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第13号）

- 1 建築基準法の一部改正により、小規模な建築物に特化した確認及び検査を担う建築副主事が創設されたことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 地域再生法の一部改正により、用途上やむを得ないと知事が認めて第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの制限の適用除外とされた建築物について、知事が認める場合は当該建築物の用途を変更して引き続き当該高さ制限の適用除外を受けることができるようになったことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 建築基準法施行令の一部改正により、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるエレベーターを建築主事等による確認が必要な建築物に設ける際の確認が一部不要となったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第13号

#### 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則等の一部を改正する規則

(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部改正)

第1条 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「エスカレーター(」の右に「政令第146条第1項第1号に掲げるもののうち、」を加え、「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第8条第2項第1号中「受けた日」の右に「(当該検査済証の交付を受けていない場合にあつては、知事が定める日)」を加える。

第9条中「建築主事(法第4条第7項)を「建築主事等(法第4条第9項)に改め、「指定された建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。

第10条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第18条第1項中「第10条の4の2第1項」の右に「又は国土交通省関係地域再生法施行規則(平成27年国土交通省令第58号)第16条第1項」を加え、同項第4号中「第55条第2項」の右に「又は地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号」を加える。

第22条中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条第1号中「、省令第4条に規定する完了検査申請書のうち、法第68条の20に規定する認証型式部材等である法第87条の4に規定する建築設備(住戸内のみを昇降するエレベーターで籠の床面積が1.3平方メートル以下のものに限る。)」に係るもの」を削る。

様式第9号から様式第11号までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

(災害危険区域に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 災害危険区域に関する条例施行規則(昭和47年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加える。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表8の項中「この項において「法」を「以下この項及び9の項において「法」に改め、「建築主事」の右に「又は建築副主事」を加え、同表9の項中「又は第16条第1項」を「、第16条第1項又は第18条第1項第4号(地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に係るものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。